２　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者が通知カード所持者（一部施行日以後当該通知カード所持者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。次項において同じ。）である本人（同法第二条第六項に規定する本人をいう。次項において同じ。）の代理人から同法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けるときにとるべき措置については、この政令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（次項において「新令」という。）第十二条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三条第一項に規定する住所地市町村長が通知カード所持者である本人の代理人を通じた同項に規定する個人番号指定請求書の提出を受けるときにとるべき措置については、新令第三条第七項において準用する新令第十二条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第三条**　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において単に「指定都市」という。）に対する改正法附則第六条第三項の規定の適用については、「市町村長」とあるのは「区長（総合区長を含む。以下この項において同じ。）」と、「対し」とあるのは「対し、当該区（総合区を含む。）の属する市の市長が当該区長を経由して、」とする。

２　指定都市に対する前条第三項の規定の適用については、「第三条第一項に規定する住所地市町村長」とあるのは、「第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する同令第三条第一項に規定する住所地区長」とする。

総務大臣　高市　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百六十五号**

**電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令**

内閣は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第七条の二」に、「・第二十五条」を「―第二十五条の五」に改める。

第二条中「及び第九条第二号」を削る。

第一章第一節第二款中第八条の前に次の一条を加える。

（特定認証業務を行う者に係る認定の申請）

**第七条の二**　特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行う者は、法第十七条第一項第五号の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請に係る特定認証業務の用に供する設備の概要

三　申請に係る特定認証業務の実施の方法

第八条中「（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二号中「次条第二号」を「第十五条の二第二項及び第二十五条の二第二項」に、「署名利用者検証符号（法第二条第四項に規定する署名利用者検証符号をいう。同号において同じ。）」を「法第二条第四項に規定する署名利用者検証符号」に、「署名利用者符号（法第二条第四項に規定する署名利用者符号をいう。同号において同じ。）」を「同項に規定する署名利用者符号」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（法第十七条第一項第六号に規定する確認を行う者に係る認定の申請）

**第八条の二**　法第十七条第一項第六号に規定する確認を行う者は、同号の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請に係る確認の用に供する設備の概要

三　申請に係る確認の実施の方法

第九条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「前二号に掲げるもののほか、」を削り、同号を同条第二号とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（変更の認定等）

**第九条の二**　法第十七条第一項第五号又は第六号の認定を受けた者は、第七条の二第二号若しくは第三号又は第八条の二第二号若しくは第三号に掲げる事項の変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）をするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

２　第七条の二及び第八条の規定は法第十七条第一項第五号の認定を受けた者に係る変更の認定について、前二条の規定は同項第六号の認定を受けた者に係る変更の認定について、それぞれ準用する。

３　法第十七条第一項第五号又は第六号の認定を受けた者は、第七条の二第一号若しくは第八条の二第一号に掲げる事項の変更をしたとき、又は第一項の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。